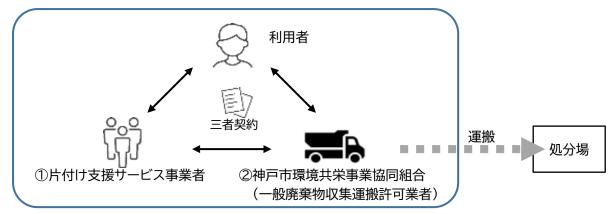
片付け支援サービスチェックリスト(利用者用)

家財処分を片付け支援サービス事業者へ依頼する場合、①片付けを行う事業者、②処分する家財を運搬する業者が業務を分担して行います。

片付け支援サービス名簿に掲載している事業者は①に当たり、②は神戸市環境共栄事業協同組合から派遣された一般廃棄物収集運搬許可業者という市から許可を受けた業者です。①に片付けを依頼する場合、同時に②の業者に廃棄物収集運搬の依頼をすることで、適法に家財処分を行うことができます。



下記ポイントを参考に、家財の片付け支援事業者を選びましょう。

業者を選ぶ			
1	複数の事業者から無料で、項目ごとに詳細に明記された見積もりを取った		
2	不明な点などを確認した時に丁寧に教えてくれ、内容・金額に納得ができた		
3	買取や家電リサイクル法の対象品*がある場合、見積書に買取金額やリサイクル料金が明記されている		

*家電リサイクル法の対象品

…(1)エアコン、(2)テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、(3)冷蔵庫・冷凍庫、(4)洗濯機・衣類乾燥機

下記ポイントを参考に、家財の片付け支援業務が適切に行われていることをご自身でもご確認ください。

契約時				
1	契約書を交わし、作業日、作業内容、料金、キャンセル料等について確認した			
2	片付け支援サービス事業者、神戸市環境共栄事業協同組合と三者契約(標準様式)を締結した			
片付け時				
3	処分品を一般廃棄物収集運搬許可業者のトラックに搬出しているのを確認した			
支払い前				
4	見積金額と請求金額に差がないことを確認した。万が一差があった場合、事業者に説明を受け、納得した			

- ◎ 処分品が不法投棄された場合、その事業者だけではなく依頼した利用者にも責任の一端があるとされてしまう可能性があります。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、廃棄物を捨てたものに対して、5 年以下の懲役若しくは、1,000 万円以下の罰金(又はこれを併科)が科せられます。)
- ◎ 片付け支援サービス名簿の片付け支援サービス事業者は荷物の仕分けなどの「片付け」を担います。処分する荷物の「運搬」は市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者でなければできません。